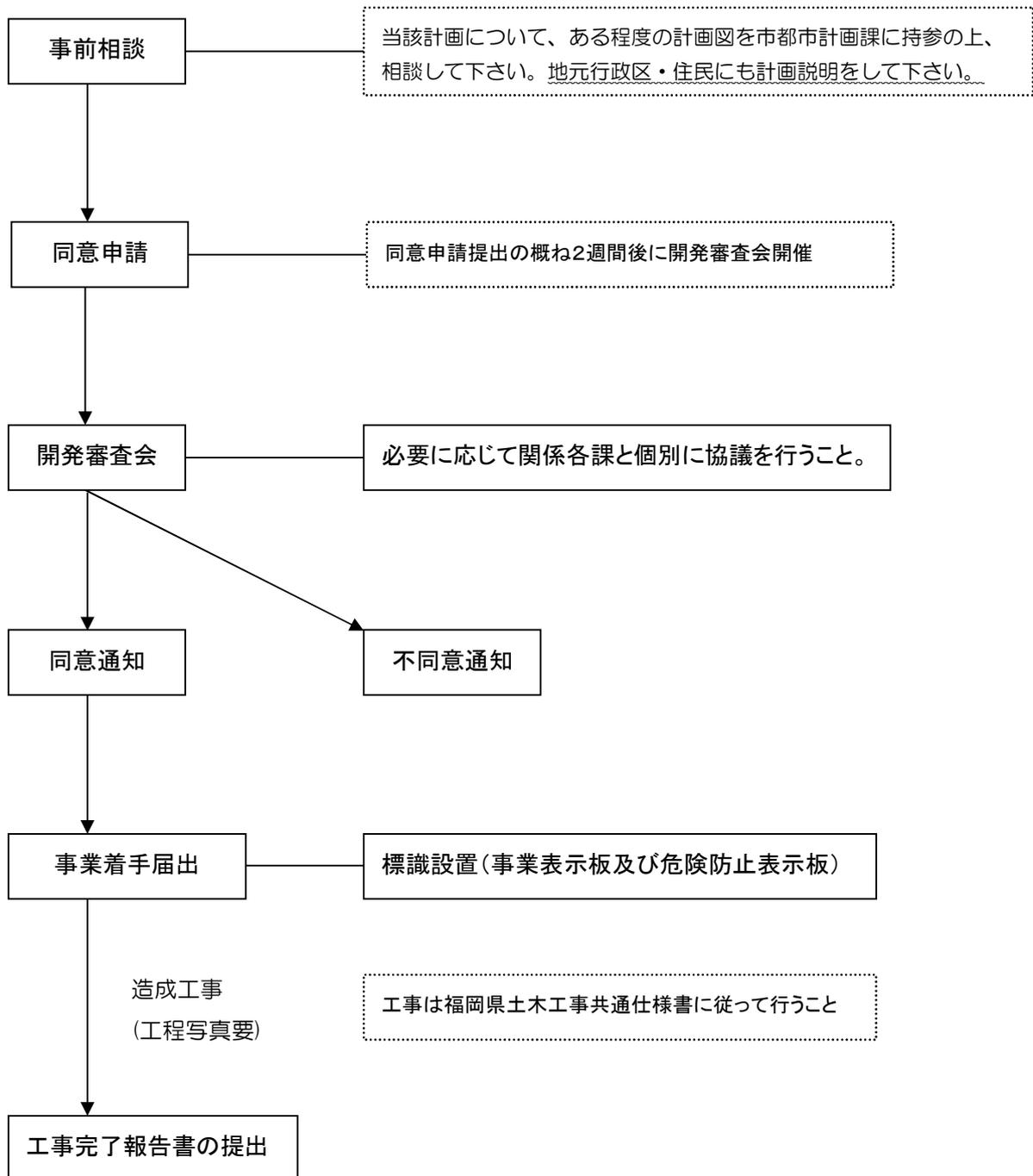


# 地形変更手続きフロー

## 糸島市地形変更の規制に関する条例に該当する場合

\* 現況地盤高から1 m以上の切土・盛土を1,000 m<sup>3</sup>以上行う事業が対象となります。

(他法令(別表)の許可等を得る場合は、原則として対象外となります。)



## 地形変更の規制に関する条例の提出図書について

### 1. 同意申請（20部（2部＋写し18部）を都市計画課に提出）

同意申請書には、②以下に掲げる資料及び図面のうち必要と認めるものを添付して下さい。

- |                                      |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| ①同意申請書（様式第1号）                        | ②事業計画書（様式第2号）   |
| ③登記事項証明書及び公図の写し                      |                 |
| ④土地所有者との地形変更に関する契約書（土地所有者が事業主の場合は不要） |                 |
| ⑤事業主の印鑑登録証明書                         | ⑥位置図            |
| ⑦土砂等の搬入経路図                           | ⑧現況平面図及び縦横断面図   |
| ⑨計画平面図及び縦横断面図、土留図                    | ⑩現況排水平面図及び縦横断面図 |
| ⑪計画排水平面図及び縦横断面図、構造図                  | ⑫調整池平面図及び構造図    |
| ⑬流量計算書                               | ⑭放流許可書の写し       |
| ⑮道路及び水路境界確定図の写し                      | ⑯道路及び水路占用許可書の写し |
| ⑰前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面        |                 |

### 2. 審査会に係る関係各課

- ・危機管理課
- ・企画秘書課
- ・コミュニティ推進課
- ・環境政策課
- ・都市計画課
- ・建設課
- ・都市施設課
- ・農業振興課
- ・農地政策課
- ・農業委員会
- ・教育総務課
- ・文化課
- ・業務課
- ・水道課
- ・下水道課
- ・警防課

### 3. 埋蔵文化財に関する手続き（文化課）

### 4. 農地転用に関する手続き（農業委員会）

地目が田や畑など農地の場合

### 5. 屋外広告物に関する手続き（建設課）

表示面積が15㎡以内の自己所有地内に設置する広告物以外のものは許可が必要。

### 6. 事業着手届出（様式第8号）（造成工事前に都市計画課に1部提出）

事業内容の変更等がある場合は、下記による手続きが必要。

- ・事業変更同意申請書（様式第4号）
- ・事業変更届出書（様式第6号）
- ・地位承継届出書（様式第7号）

### 7. 工事完了報告（様式第12号）（事業完了後10日以内に3部を都市計画課に提出）

- ① 工事完了報告書
- ② 完成平面図（排水関係も明示）
- ③ 工事写真（工事工程写真、竣工写真）

別表

- 1 港湾法(昭和25年法律第218号)第56条第1項の規定に基づく許可
- 2 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第2項の規定に基づく認可
- 3 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づく認可
- 4 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第91条第1項の規定に基づく許可又は同法第24条の規定に基づく道路に関する工事の承認
- 5 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項、第5条第1項の規定に基づく許可(同法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地又は第5条第2項第4号に規定する周辺の農地若しくは採草放牧地がない場合の許可を除く。)
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項又は第4条第1項若しくは第3項の規定に基づく認可
- 7 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)  
又は第6条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可
- 8 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項若しくは第37条の5の規定に基づく許可又は同法第13条第1項の規定に基づく承認
- 9 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項又は第42条第1項の規定に基づく許可
- 10 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく許可
- 11 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第46条の規定に基づく認可
- 12 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、  
第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定に基づく許可又は同法第20条の規定に基づく承認
- 13 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づく認可
- 14 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第2項又は第52条の2第1項の規定に基づく許可
- 15 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項若しくは第11条第1項若しくは第3項の規定に基づく認可又は同法第129条の2第1項の規定に基づく認定
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定に基づく許可
- 17 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定に基づく許可(同条第4項第2号又は第3号に規定する周辺の農用地等がない場合の許可を除く。)
- 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項又は第15条第1項の規定に基づく許可(最終処分場に係る許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の1部を改正する法律(平成3年法律第95号)附則第4条第1項又は第5条第1項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。))に限る。)
- 19 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定に基づく許可
- 20 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく認可
- 21 福岡県砂防指定地等管理条例(平成15年福岡県条例第20号)第3条の規定に基づく許可
- 22 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定に基づく許可
- 23 森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づく許可
- 24 福岡県土砂埋立等による災害の発生の防止に関する条例(平成14年3月29日福岡県条例第27号)第4条第1項の規定に基づく許可
- 25 糸島市開発行為等に関する指導規程(平成22年1月1日告示第131号)第7条第1項の規定に基づく協定